

意向調査票提出にあたっての注意点

- 本調査は、自家用車活用事業について各社の実施の意向を確認するものです。自家用車活用事業の実施にあたっては、別途許可を受ける必要があります。
- 本調査に基づき各事業者の使用車両数を配分しますので、自家用車活用事業の実施を予定している事業者は提出が必要です。
- 現実的に運行することが可能な台数を記載の上、ご提出ください。
- 自家用車活用事業の実施を予定していない事業者は提出不要です。
- 複数の営業所で自家用車活用事業を実施する予定がある場合は、営業所ごとに別葉で作成して下さい。
- 稼働実績をもとに配分いたしますので、既に自家用車活用事業を運行している事業者については、運行実績も記載いただきますようお願いいたします。
- 提出期限(令和8年5月7日(木))までに、近畿運輸局旅客第二課へ原則電子メールで提出してください。電子メールによることが困難な場合は個別にご相談ください。
- 配分通知を受けた場合、令和8年5月29日(金)までに許可を受けていただき、運行を開始いただきますようお願いいたします。
※合理的な理由なく、配分通知から3ヶ月以内に申請及び運行が開始されない場合、配分通知を無効とする場合がございますので、ご注意ください。

<今後のスケジュール>

5月 7日(木) 本調査票の提出期限
5月11日(月) 予定 使用可能車両数を決定、通知以降、順次許可申請を提出(申請様式等は配分通知時にご案内します)

- その他、ご不明点は以下の問い合わせ先までお問い合わせください。

| | | |
|--------|-------------|--------------|
| 問い合わせ先 | 近畿運輸局 旅客第二課 | 06-6949-6446 |
| | 大阪運輸支局 輸送部門 | 072-822-6733 |